

山口市に空家物件をお持ちのみなさん!

＼住んでない物件を/
空家
バンクに
登録しませんか?



! 空家を放置するとこんな問題が起こるかも

- 地震・台風による崩壊
 - 火災
 - 不審者の侵入
 - 近隣の方への被害
- 空家を所有する人は適切な管理をしましょう。

空家活用のおすすめポイント

Point 01 貸す人/売る人

収入が入って嬉しい!
使ってもらうことで家の劣化が防げる!



Point 02 借りる人/買う人

自然豊かな田舎暮らしができた!
新しいことにチャレンジできる!



Point 03 地域の人

人が増えて賑やかになった!
賑やかで楽しい街に!



Point 04 解体したい人

一部補助金が出る場合があります!



まずは空き家に関する相談はこちら

NPO法人 山口市 総合ボランティア・サポートセンター

☎ 0581-52-3110

住所:〒501-2259 岐阜県山口市岩佐1177番地1

相談時間:9:00~16:00

(土日及び第2・第4日曜日の翌日、祝日、年末年始除く)

空き家対策制度に関する相談はこちら

山口市役所 まちづくり・企業支援課 山口市役所 建設課

☎ 0581-22-6831 ☎ 0581-22-6832

住所:〒501-2192 岐阜県山口市高木1000番地1

相談時間:9:00~17:00(土日、祝日、年末年始除く)

「相続はしたけど、
住む予定がない家を
どうしよう...」

「実家がいずれは
空き家になりそう...」

令和7年度
空家無料相談日

老朽化の著しいものは?

建物の状況によって、解体費用の一部が補助される場合があります。

利活用できる空き家は?

空家バンク制度を利用して、売ったり貸したりすることができます。

山口市では、これまでに191軒(令和6年12月時点)の
登録実績があり、半数以上の115軒が成約に至っています。

日付

5月11日、25日(日)

6月8日、22日(日)

7月13日、27日(日)

8月10日、24日(日)

9月14日、28日(日)

10月12日、26日(日)

11月9日、23日(日)

12月14日、28日(日)

1月11日、25日(日)

2月8日、22日(日)

3月8日、22日(日)

時間

9:00~12:00

住所

山口市岩佐1177番地1

会場

NPO法人
山口市 総合ボランティア・サポートセンター
(美山コミュニティセンター駐車場内)

- 事前に電話予約をお願いします。
- 現在の市内の空家情報は
「山口市ホームページやまなび」に掲載しています。

ご注意ください

住まなくなった家は劣化が早く、不動産価値が下がります。
また、所有者には空き家の管理責任があります。
空き家についてお悩みの方はお早めにご相談ください。

ホームページはこちら

